

長崎労働局オリジナル冊子「パパ・ママポケットガイド」を作成しました!!

「(いろんな情報があふれているのに)いったい自分の産休&育休がいつからなのかよくわからない」という声が多かったので、妊娠したときから、お子さんが小学校に入るまでに利用できる制度を一冊の本にまとめてみました。



こんなことはありませんか？

妊娠したことを会社に報告したら、退職するよう
言われたけど、辞めないといけないの？

パートだから産前産後休業や育児休業は取れないと
言われたけど、ホント？

男が子どもの病気で休むなんて！と言われたけど、
看護休暇ってお父さんも取れるよね？



そんなときは・・・

「パパ・ママポケットガイド」を確認しましょう!!



妊娠中、出産後、そして、お子さんが小学校に入る前までの期間に利用できる各種制度・サポートする法律を紹介しています。

* 長崎労働局では、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談を受けていますので、ご利用ください。

* それぞれの法律に関する専門職員が対応します。

* 相談は無料です。お気軽にお電話ください。

お問い合わせ・相談先は・・・

厚生労働省 長崎労働局雇用均等室

(電話：095-801-0050)